

赤穂市自殺対策計画 (概要版)

平成 31 年 3 月
赤穂市

1 計画策定の背景と趣旨

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。

赤穂市においては、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「赤穂市自殺対策計画」を策定し、自殺対策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、赤穂市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、関連性の高い計画である「赤穂市健康増進計画（第3次）」との整合を図ります。

3 計画の期間

平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とし、国や県の動向や社会情勢の変化に配慮し、おおむね5年を目途に見直しを行うこととします。

4 目標

「自殺総合対策大綱」では、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて、30%以上減少させることとしています。

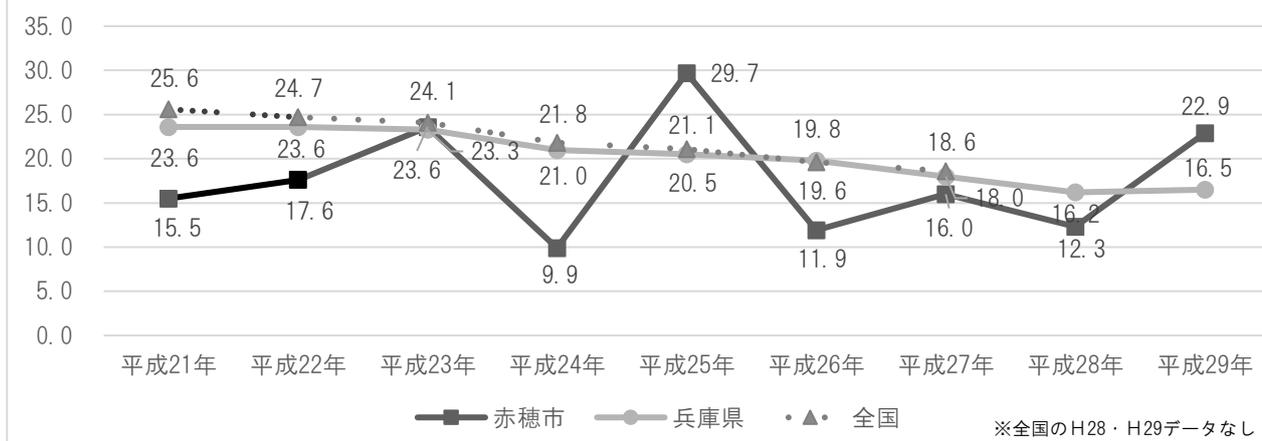
赤穂市においては、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

（赤穂市健康増進計画（第3次）において、平成29年より平成34年の自殺者の減少を目標としています。）

5 赤穂市の自殺の現状

本市の自殺者数の現状をみると、毎年10人前後の市民が自殺により亡くなっています。自殺死亡率は、男性は40歳代で兵庫県より高いものの、それ以外の年齢層は、全国・兵庫県より下回っています。女性は50歳代・80歳代が全国・兵庫県より高くなっています。

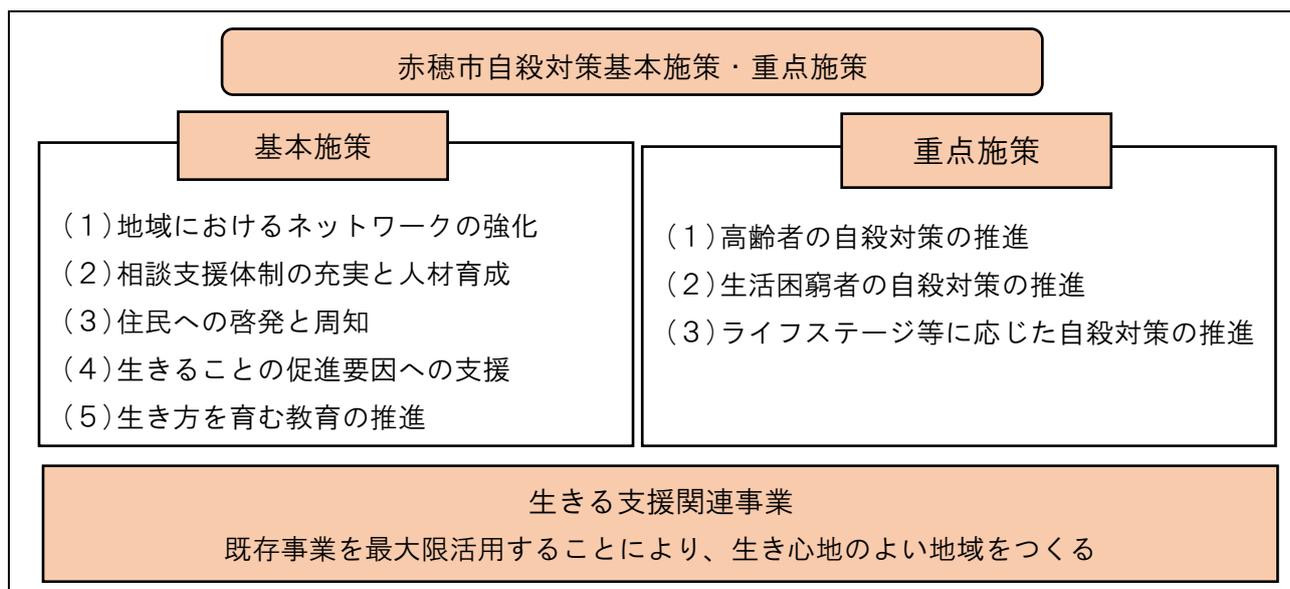
自殺死亡率の推移



6 自殺対策の基本的な取り組み

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺対策政策パッケージ」において、全国的に実施されることが望ましいとされた「基本施策」と地域の自殺の実態を分析し、地域において優先的な課題となりうる施策として提示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。また、重点施策については、自殺リスクを低下させ、全ての市民にとって、生き心地のよい地域となるよう、ライフステージ等に応じたきめ細やかな対策を推進していきます。

自殺対策は、生きることの包括的な支援であることから、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連事業」と位置づけ、包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。



1 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺のリスク要因に関わる、あらゆる関係機関が自殺予防の包括的な支援の入り口となり、連携支援が行えるよう体制づくりを行っていきます。

主な事業

男女共同参画社会づくり推進事業・要保護児童対策地域協議会推進事業
子育て世代包括支援センター運営事業・高齢者を見守る支えるネットワークの構築

(2) 相談支援体制の充実と人材育成

誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、自殺対策を支える人（職員）に対し、研修の機会の確保を図ります。

主な事業

相談支援体制の充実・職員研修

(3) 住民の啓発と周知

市民一人ひとりが、自殺の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、広報等で周知していきます。

主な事業

心の健康づくり事業・相談支援体制の充実

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことが、自殺リスクを低下させることにつながるとされています。「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと併せて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行っていきます。

主な事業

- ・ 生きることの阻害要因を減らす主な取り組み
（育児相談・生活困窮者自立支援事業）
- ・ 生きることの促進要因を増やす主な取り組み
（日中一時支援事業・いきいき百歳体操）

(5) 生き方を育む教育の推進

いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること、学校だけでなく関係機関が緊密に連携して、きめ細やかな支援を行う必要があります。

主な事業

教育相談推進事業・不登校問題対策事業・「心の教室相談員」配置事業
スクールソーシャルワーク推進事業

2 重点施策

(1) 高齢者の自殺対策の推進

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい状況にあるため、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図ることや高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策の推進が求められています。

主な事業

- ・ 包括的な支援のための連携の推進（地域包括支援センター運営事業）
- ・ 地域における要介護者に対する支援（認知症施策の推進・家族介護支援）
- ・ 高齢者の健康不安に対する支援（健康相談）
- ・ 社会参加の強化と孤独・孤立の予防（老人クラブ活動への支援・いきいき百歳体操）

(2)生活困窮者の自殺対策の推進

生活困窮者が、困窮を原因とした自殺に至らないよう、生活困窮者自立相談支援等と連携し、効果的な自殺対策を進めていきます。

主な事業

- ・相談支援・人材育成の推進（職員研修・相談支援体制の充実）
- ・自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動（生活困窮者自立支援事業）

(3)ライフステージ等に応じた自殺対策の推進

自殺の原因となるリスク要因は、多種多様であり、また、ライフステージ等によっても自殺のリスクは異なるため、ライフステージに合わせた自殺対策が必要です。

主な事業

学童・思春期 (6～18歳)	ストレスのサインやストレスを感じた時の対処方法について普及啓発します。
青年期(19～39歳)	こころの健康づくりやこころの病に関する正しい知識を持ち、必要な時には専門機関に相談することを普及啓発します。
壮年期(40～64歳)	心身の機能の変化に対応しながら、健康に対する適正な健康管理が必要であることを普及啓発します。
高齢期(65歳以上)	包括的な支援のための連携の推進や地域における要介護者に対する支援を行います。

7 自殺対策の推進体制

1 計画の推進

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に実施していくことが重要であるため、包括的・全庁的に取り組んでいきます。

2 計画の進行評価

本計画を効果的に進めていくためにも、計画の進行管理が必要となります。評価指標等について、適宜、点検・評価を行い、赤穂市健康づくり推進協議会に報告します。

また、進行管理にあたってはPDCAサイクルに基づき、進行管理を行っていきます。